

令和5年 4月 18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

第14次労働災害防止計画の推進について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、第14次労働災害防止計画の推進について、周知協力依頼がありました。

労働災害防止計画は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、2023年度を初年度とし、策定されたものであります。本計画は、今後5年間にわたり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」として定めたものであります。

近年は60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、職場における労働者の健康保持増進に関する課題が多様化していること、さらには化学物質等による重篤な健康障害の防止への対策の着実な実施などが必要とされています。

こうした現状を踏まえ、第14次労働災害防止計画では以下の項目が重点事項とされています。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

つきましては、貴会におかれましても、本通知の趣旨を御理解いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

※事務局：地域医療1課（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）